

小田原市監査委員公表第12号

令和5年11月27日付け小田原市監査委員公表第22号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年5月29日

小田原市監査委員 近藤正道
古川武法
加藤仁司

番号	指摘等の内容	措置状況
1	補助金実績報告書に、補助事業に係る収支決算書の添付がなかった。またスポーツ振興事業に含まれる個別の事業（大会、研修会等）ごとの補助金充当額及び法人運営事業の補助金充当額を記載した書面が添付されていたが、補助金充当額が予算時点のものであった。市は、実績報告書の添付書類として、補助事業に係る収支決算書を提出させた上で、スポーツ振興事業及び法人運営事業に含まれる個別の事業ごとの補助金充当額と補助事業に係る収支決算書の決算額との整合性を審査する必要がある。	令和5年度の補助金実績報告書に個別事業ごとの予算、決算が分かる書類を提出させることといたしました。こちらの書類で補助金充当額と補助事業に係る収支決算額との整合性を審査しています。
2	補助金の対象であるスポーツ振興事業には、①競技会・講習会等開催事業、②団体人材育成事業、③情報収集	令和6年度の補助金交付申請書から、①競技会・講習会等開催事業、②団体人材育成事業、③情報収集提供事業ご

	<p>提供事業の3つがある。成果指標として、競技会等の参加者数を設定しており、①競技会・講習会等開催事業の指標として適切であると思われるが、②団体人材育成事業、③情報収集提供事業を評価する指標を設定していなかった。また、同補助金は、その大半が、法人運営事業として公益財団法人小田原市体育協会全体の活動の人件費に充てられている。公益財団法人小田原市体育協会全体の活動の指標化は難しい面もあると思われるが、②団体人材育成事業、③情報収集提供事業についても指標を設定し、全体の活動の効果を検証することが必要と考える。</p>	<p>との目標（①参加人数、②加盟団体数、③SNS投稿数）を設定いたしました。</p>
<p>3</p>	<p>ポストコロナにおいて、市は「市民のスポーツ競技に係るニーズが減っている」「競技性が低いスポーツ体験等を実施する事業を増やす」と考えており、また、同補助金の成果指標を競技会等の参加者数とし、目標値を平成30年度実績の2万人と設定している。時代の変化や市民のスポーツに対する意識の変化を把握、分析し、指標及び目標値の見直しに反映することが望まれる。</p>	<p>2のとおり、各事業に指標を設定しました。目標値については、今後社会情勢等を勘案して、適宜修正いたします。</p>